旅客営業規則

2018年４月１日規則第38号

目　次

第１章　総則
第１条　（目的）
第２条　（適用範囲）
第３条　（用語の意義）
第４条　（運賃及び料金前払の原則）
第５条　（当該乗車に適用する規定）
第５条の２　（規則の変更）
第６条　（乗車証票による契約の成立時期）
第７条　（手回り品）
第８条　（車内持込み禁止品）
第９条　（手回り品の保管及び検査）
第10条　（輸送の制限又は停止）
第11条　（運行不能の場合の取扱い）
第12条　（キロ程のは数計算）
第13条　（運賃及び料金の計算）
第14条　（期間の計算）
第15条　（旅客の提出する書類）
第16条　（損害の賠償）
第２章　乗車券及び乗車証票の発売
第１節　通則
第17条　（乗車券の種類）
第18条　（乗車証票の種類）
第19条　（乗車券の発売場所）
第20条　（乗車証票の発売場所）
第21条　（乗車券の発売範囲）
第22条　（乗車券の発売日）
第23条　（乗車券の発売時間）
第24条　（乗車証票の発売額）
第25条　（定期券等の不正使用の場合の取扱い）
第26条　（証明書等の監査）
第27条　（証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合）
第２節　普通券の発売
第28条　（普通券の発売）
第29条　（被救護者への特割券の発売）
第30条　（被救護者旅客運賃割引証）
第31条　（身体障がい者等への特割券の発売）
第３節　回数券の発売
第32条　（通学割引回数券の発売）
第４節　定期券の発売
第33条　（通勤定期券の発売）
第34条　（通学定期券の発売）
第35条　（身体障がい者等への特割定期券の発売）
第36条　削除
第37条　（共通定期券の発売）
第37条の２　（共通定期券（夢洲版）の発売）
第５節　１日乗車券の発売
第38条　（１日乗車券の発売）

第６節　団体券の発売
第39条　（団体券の発売）
第40条　（団体乗車の申込み）
第41条　（団体乗車の受付）
第42条　（団体乗車人員等の変更）
第７節　乗車証票の発売
第43条　（乗車証票の発売）
第８節　特別の乗車券の発売
第44条　（特別の乗車券の発売）
第９節　無料乗車証の発行
第45条　（無料乗車証の発行）
第３章　運賃及び料金
第１節　通則
第46条　（運賃及び料金の種類）
第46条の２　（運賃に対する料金の取扱について）
第47条　（運賃計算上の原則）
第48条　（乗継駅の取扱い）
第49条　（運賃計算上の同一駅扱い）
第50条　（特定区間）
第51条　（各駅間の運賃計算キロ程）
第52条　（各駅間の運賃区数）
第53条　（旅客の年齢区分、運賃及び料金の徴収）
第２節　普通運賃及び料金
第54条　（普通運賃）
第54条の２　（普通運賃に加算する料金）
第55条　（特割運賃）
第55条の２　（特割運賃に加算する料金）
第56条　（被救護者及び付添人に対する運賃及び料金の割引の特例）
第57条　（介護人に対する運賃及び料金の割引の特例）
第３節　回数運賃
第58条　（回数運賃）
第４節　定期運賃及び料金
第59条　（定期運賃）
第59条の２　（通勤定期運賃に加算する料金）
第60条　（特割定期運賃）
第60条の２　（特割通勤定期運賃に加算する料金）
第61条　（特定区間の定期運賃）
第61条の２　（特定区間の定期運賃に加算する料金）
第62条　（共通定期運賃）
第62条の２　（共通定期運賃（夢洲版））
第62条の３　（共通定期運賃及び共通定期運賃（夢洲版）に加算する料金）
第５節　１日乗車運賃及び料金
第63条　（１日乗車運賃）
第63条の２　（１日乗車運賃に加算する料金）
第６節　団体運賃及び料金
第64条　（団体運賃）
第64条の２　（団体運賃に加算する料金）
第65条　（団体運賃及び料金の計算方法）
第４章　乗車券及び乗車証票の効力
第１節　通則
第66条　（乗車券の効力）
第67条　（乗車券の効力の特例）
第68条　（乗車証票の効力及び無効）

第69条　（券面表示事項が不明となった乗車券）
第２節　乗車券の効力
第70条　（乗車券の通用期間）
第71条　（途中下車の禁止）
第72条　（う回乗車の取扱い）
第73条　（乗継駅での乗継）
第74条　（共通乗降）
第75条　（通学割引回数券の効力）
第76条　（通学割引回数券、定期券及び１日乗車券以外の乗車券の無効）
第77条　（通学割引回数券の無効）
第78条　（定期券の無効）
第79条　（１日乗車券の無効）
第80条　（改氏名の場合）
第81条　（通学定期券の効力）
第82条　（被救護者に発売した特割券の効力）
第83条　（身体障がい者等に発売した特割券等の効力）
第84条　（共通定期券の使用範囲）
第84条の２　（共通定期券（夢洲版）の使用範囲）
第85条　（１日乗車券の使用範囲）
第５章　乗車券及び乗車証票の様式
第１節　通則
第86条　（乗車券の表示事項）
第87条　（乗車券様式のひな形）
第88条　（駅名の表示）
第89条　（小児用乗車券等の記号の表示）
第２節　普通券の様式
第90条　（普通券の様式）
第３節　回数券の様式
第91条　（回数券の様式）
第４節　定期券の様式
第92条　（定期券の様式）
第５節　１日乗車券の様式
第93条　（１日乗車券の様式）
第６節　団体券の様式
第94条　（団体券の様式）
第７節　回数カードの様式
第95条　（回数カードの様式）
第８節　特別の乗車券の様式
第96条　（特別の乗車券の様式）
第９節　無料乗車証の様式
第97条　（無料乗車証の様式）
第６章　乗車券及び乗車証票の改札及び集札
第98条　（乗車券の改札及び集札）
第99条　（乗車証票による入場及び出場）
第100条　（乗車券の返付）
第７章　乗車変更及び特殊な取扱い
第１節　通則
第101条　（乗車変更等の取扱い）
第102条　（払戻しの期限）
第103条　（払戻しの限度額）
第104条　（乗車変更等をした乗車券について追徴又は払戻しをする場合の計算方法）
第105条　（運賃及び料金払戻しに伴う割引証等の返還）
第106条　（乗車変更の手数料の払戻し）

第２節　乗車変更の取扱い
第107条　（乗車変更の種類）
第108条　（別途乗車）
第109条　（乗越し）
第110条　（方向変更及び経路変更）
第111条　（団体券の変更）
第３節　不正乗車
第112条　（不正乗車に対する増運賃の徴収）
第113条　（不正旅客の乗車駅不明の場合）
第114条　（定期券不正使用に対する増運賃の徴収）
第115条　（１日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収）
第４節　紛失
第116条　（乗車券紛失の場合の取扱い）
第117条　（再収受した運賃及び料金の払戻し）
第118条　（団体券紛失の場合の取扱い）
第119条　（乗車証票紛失の場合の取扱い）
第５節　任意による旅行の取りやめ
第120条　（乗車前の普通券の払戻し）
第120条の２　（乗車前の団体券の払戻し）
第121条　（乗車後の運賃及び料金の払戻し）
第122条　（乗車証票の払戻し）
第123条　（使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し）
第124条　（通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し）
第125条　（使用開始後７日以内の定期運賃及び料金の払戻し）
第126条　（使用開始後８日以上の定期運賃及び料金の払戻し）
第127条　（定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し）
第128条　削除
第129条　（使用開始後の回数運賃の払戻し）
第130条　（傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し）
第６節　運行不能
第131条　（列車運行不能の場合の取扱い）
第132条　（乗車中止による運賃及び料金の払戻し）
第133条　（無賃送還の取扱い）
第134条　（他経路乗車の取扱い）
第135条　（運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃及び料金の払戻し）
第７節　誤乗及び誤購入
第136条　（誤乗区間の無賃送還）
第137条　（乗車券の誤購入の場合の取扱い）
第８章　大阪シティバス株式会社との連絡運輸
第138条　（大阪シティバス株式会社との連絡運輸）
第９章　その他連絡運輸
第139条　（その他連絡運輸）
第10章　地方公共団体発行割引証等
第140条　（地方公共団体発行割引証等の取扱い）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道含む。以下「当社線」という。）における旅客の運送について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　当社線に係る旅客の運送等については、別に定める場合を除き、この規則を適用する。

（用語の意義）
第３条　この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。
（１）「乗車券」とは、普通券、回数券、定期券、１日乗車券、団体券をいう。
（２）「運賃先払いカード」とは、当社線の運賃及び料金を支払うために使用することができる当社発行の磁気式証票をいう。
（３）「ＩＣ証票」とは、当社線で使用することができるＩＣチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。）をいう。
（４）「乗車証票」とは、ＩＣ証票及び運賃先払いカードをいう。
（５）「ＳＦ」とは、乗車証票に記録される金銭的価値で、運賃及び料金の支払い等に充当するものをいう。
（６）「回数カード」とは、利用可能額が発売額に対し１割増しとなるように設定されたプレミアム付きの運賃先払いカードをいう。
（７）「プリペイド」とは、当社線を乗車した場合の運賃及び料金をＳＦにて支払うことをいう。
（８）「プリペイド式ＩＣ証票」とは、プリペイド機能をもつＩＣ証票をいう。
（９）「ポストペイ」とは、ＩＣ証票で当社線を乗車した場合の運賃及び料金を後払いすることをいう。
(10)「ポストペイ式ＩＣ証票」とは、ポストペイ機能をもつＩＣ証票をいう。
(11)「ＩＣＯＣＡ証票」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。）が製作したＩＣカード（以下「ＩＣＯＣＡ媒体」という。）に、ＪＲ西日本又は当社などＪＲ西日本と連携する社局（以下「ＩＣＯＣＡ連携社局」という。）が、ＳＦの機能、定期券の機能又はその両方を搭載したＩＣ証票をいう。
(12)「モバイルデバイスのＩＣＯＣＡ」とは、ＪＲ西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、ＳＦの機能及び定期券の機能を搭載したＩＣ証票で、ＪＲ西日本がサービス内容及び利用条件等について別に約定したものをいう。
(13)「ＩＣＯＣＡ証票等」とは、ＩＣＯＣＡ証票及びモバイルデバイスのＩＣＯＣＡをいう。
(14)「ＩＣＯＣＡ」とは、ＳＦの機能のみを搭載したＩＣＯＣＡ証票等をいう。
(15)「ＩＣＯＣＡ定期券」とは、ＪＲ西日本又はＩＣＯＣＡ連携社局が、ＩＣＯＣＡの券面に定期券に準じた表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能のみを搭載するＩＣＯＣＡ証票等又は定期券の機能とＳＦの機能を搭載するＩＣＯＣＡ証票等をいう。
(16)「２次元コード型モバイル電子マネー」とは、モバイル端末に表示される２次元コードによる支払手段をいう。
(17)「被救護者」とは、当社の指定する救護施設に保護され又は救護される者をいう。
(18)「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。
(19)「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年９月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。
(20)「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
(21)「身体障がい者等」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者をいう。
(22)「介護人」とは、身体障がい者等を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認める者をいう。

（運賃及び料金前払の原則）
第４条　当社線に乗車しようとする者は、あらかじめ現金をもって所定の運賃及び料金を支払わなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃及び料金を当該各号に定める証券等によって支払うことができる。
（１）普通運賃及び料金　当社の発行する乗車証票
　　当社が承認する２次元コード型モバイル電子マネー（小児の特割運賃及び料金を除く。）

（２） 回数運賃　当社が特に認めた小切手等
（３） 定期運賃及び料金　当社が承認するクレジットカード
当社が特に認めた小切手等
（４） 団体運賃及び料金　当社が特に認めた小切手等
３　ポストペイ式ＩＣ証票を使用する場合は、第１項の定めによらず、運賃及び料金を後払いできるものとし、その取扱いについてはＩＣ証票取扱規則（以下「ＩＣ証票規則」という。）の定めるところによる。
４　第３項を除いて特に認めた場合は、第１項の定めによらず後払いとすることができる。

（当該乗車に適用する規定）
第５条　旅客の運送等の契約は、別に定める場合を除き、前条の規定により運賃及び料金を支払い、乗車券の交付を受けたときに成立し、旅客は契約成立後に当社線に乗車することができる。
２　前項の規定により、契約の成立したとき以後における取扱いについては、別に定める場合を除き、すべてその契約の成立したときの規定による。

（規則の変更）
第５条の２　当社は次の各号のいずれかに該当する場合、この規則を当社の裁量により変更できるものとする。
（１） 規則の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき
（２） 規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
２　当社は前項による規則の変更をするときは、その効力発生時期を定め、この規則を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載の他適切な方法で効力発生時期が到来するまでに周知するものとする。

（乗車証票による契約の成立時期）
第６条　運賃先払いカード及びＩＣ証票による旅客運送の契約の成立時期については、運賃先払いカード取扱規則（以下「先払いカード規則」という。）及びＩＣ証票規則に定めるところによる。
２　前項の規定にかかわらず、ＩＣＯＣＡ定期券に搭載した定期券機能による契約の成立時期については、この規則の定めるところによる。

（手回り品）
第７条　旅客は、１辺が２メートル以内で、かつ、３辺の最大の和が2.5メートル以内で、その重量が30キログラム以内の物品を手回り品として車内に２個まで持ち込むことができる。
２　旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の１に該当する場合に限り、車内に持込むことができる。
（１） 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの
（２） サーフボードにあっては、専用の袋に収納したもの

（車内持込み禁止品）
第８条　旅客は、前条の規定にかかわらず、次の各号の１に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
（１） 別表１に掲げる危険品（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
（２） 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
（３） だんろ及びこんろ（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐中用のもので、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置されたものを除く。）
（４） 死体
（５） 動物（愛がん用小鳥等で容器に入れたもの、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第１項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬（同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第１項にいう政令で定める盲導犬（盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。）を除く。）

（６） 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
（７） 車内を汚損するおそれのあるもの
（８） その他係員が駅又は車内持ち込みに不適当と認めるもの
２　前項第１号の規定にかかわらず、危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない

（手回り品の保管及び検査）
第９条　手回り品は旅客において保管の責任を負うものとする。
２　手回り品が第７条及び第８条の規定に違反する疑いがあるとき又は第８条第１号若しくは第２号の規定による物品の車内への持込みの防止その他駅又は車内の保安上の理由があるときは、旅客の立会いを求め、手回り品の内容について検査することがある。
３　旅客に対し、前項の検査のための協力を求めることがある。
４　旅客は、前２項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第７条及び第８条に違反する物品を所持していた場合を除く。）は、第131条第１項第１号、第２号及び第３号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
５　第131条第３項の規定は、前項に規定する場合について準用する。
６　旅客は、第２項の検査若しくは第３項の協力の求めに応じないとき又は第７条若しくは第８条の規定に違反する物品を持ち込んだことが判明したときは、前途の乗車をすることができない。検査後の指示に従わない場合も同様とする。
７　前項に規定する場合において、旅客に対し、駅又は車内からの退去を求めることがある。

（輸送の制限又は停止）
第10条　当社が、運輸上支障があると認めるときは、次の各号の制限又は停止をすることがある。
（１） 乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法等の制限又は停止
（２） 乗車区間、乗車方法又は乗車する列車の制限
（３） 車内持込品の長さ、重量、個数、品目、持込区間又は持込みの列車の制限
２　前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

（運行不能の場合の取扱い）
第11条　列車の運行が不能となった場合は、不通区間内まで乗車する旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いはしない。
２　列車の運行が不能となった場合であっても、他の交通機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をし、その旨を関係駅に掲示したときは、不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

（キロ程のは数計算）
第12条　キロ程をもって運賃を計算する場合、１キロメートル未満のは数は１キロメートルに切り上げる。

（運賃及び料金の計算）
第13条　運賃及び料金を計算する場合、１円未満のは数は円単位に切り上げて計算する。
２　前項により運賃及び料金を計算した場合において、10円未満のは数が生じ、このは数を整理する必要があるときは、10円単位に４捨５入する。

（期間の計算）
第14条　期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、１日として計算する。
２　期間の計算をする場合は、24時を経過しても最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。
３　月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に応当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。
４　月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、１か月を30日とする。
５　旬の期間の計算を行う場合の期間の始期及び終期は、通用開始の日に応当する日の前日を旬末とし、

応当する日の前日に該当する日がないときは、月末を旬末とする。また、１の日に応当する旬末が月末となるときで、その月が31日の月であるときは、31日を旬末とする。

（旅客の提出する書類）
第15条　旅客が乗車券の購入に関して当社に提出する書類は、インキ又はボールペンをもって記入し、かつ、特に定めるものについては、証印を押さなければならない。
２　旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、訂正箇所に相当の証印を押さなければならない。

（損害の賠償）
第16条　旅客及び公衆は、その故意又は過失により、施設、車両又は他の旅客若しくは係員に損害を与えたときは、ただちに、これを賠償しなければならない。

第２章　乗車券及び乗車証票の発売

第１節　通則

（乗車券の種類）
第17条　乗車券の種類は、次のとおりとする。
（１）　普通券
　ア　普通券　大人　小児
　イ　特別割引普通券（以下「特割券」という。）　大人　小児
（２）　回数券
　ア　放送大学用通学割引回数券　大人　11回券
　イ　通信制高校用通学割引回数券　大人　11回券
（３）　定期券
　ア　通勤定期券　大人　小児
　イ　通学定期券　大人　小児
　ウ　特別割引定期券（以下「特割定期券」という。）　大人　小児
　エ　共通定期券
　オ　共通定期券（夢洲版）
（４）　１日乗車券
　ア　１日乗車券（エンジョイエコカード）　大人　小児
　イ　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝　大人
（５）　団体券

（乗車証票の種類）
第18条　当社が発売する乗車証票の種類は、次のとおりとする。
（１）　回数カード
（２）　ＩＣＯＣＡ証票
２　回数カード及びＩＣＯＣＡ証票の種類については、それぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

（乗車券の発売場所）
第19条　乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。

乗車券の種類	発売場所
普通券 団体券	各駅
定期券	各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）
回数券	定期券発売所

１日乗車券	各駅（夢洲を除く。）及び定期券発売所

２　前項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがある。

（乗車証票の発売場所）
第20条　回数カード及びＩＣＯＣＡ証票の発売場所についてはそれぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

（乗車券の発売範囲）
第21条　乗車券は、発行駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に定める場合は例外とする。
（１）　定期券を発売する場合
（２）　回数券を発売する場合
（３）　１日乗車券を発売する場合
（４）　団体券を発売する場合
（５）　被救護者に対する特割券の復券を発売する場合

（乗車券の発売日）
第22条　乗車券は、次の各号に定めるものを除いて、発売当日から通用開始となるものを発売する。
（１）　定期券
通用開始日の14日前から発売する。
（２）　１日乗車券
随時発売する。
（３）　団体券
団体乗車受付後、乗車日の21日前から発売する。

（乗車券の発売時間）
第23条　乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。ただし、通学割引回数券及び定期券については、別に定めることがある。

（乗車証票の発売額）
第24条　回数カード及びＩＣＯＣＡ証票の発売額についてはそれぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

（定期券等の不正使用の場合の取扱い）
第25条　次の各号に規定する乗車券等を使用資格者が不正使用し又は他人に使用させたときは、使用資格者に対して、その乗車券の発売を停止することがある。
（１）　第32条に規定する通学割引回数券又は運賃割引証
（２）　第34条に規定する通学定期券又は通学証明書
２　前項の発売停止及びその期間等は、当社が決定し、証明書の発行者に通知して行う。

（証明書等の監査）
第26条　当社は、必要に応じて通学証明書又は運賃割引証の出納又は発行の適否、資格者以外に対する発行の有無その他正規に反する取扱いの有無等について監査することができる。

（証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合）
第27条　通学証明書が次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。
（１）　記載事項が不明となったものを使用したとき
（２）　表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき
（３）　有効期間を経過したものを使用したとき
（４）　有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき
（５）　記名人以外の者が使用したとき
２　通学証明書が次の各号の１に該当する場合は、使用することができない。
（１）　発行者が記載しなければならない事項を記載していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの

（２）　記載事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

第２節　普通券の発売

（普通券の発売）
第28条　普通券は、旅客が乗車経路の連続した区間を片道１回乗車する場合に発売する。

（被救護者への特割券の発売）
第29条　被救護者が旅行する場合で、第30条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その被救護者旅客運賃割引証１枚について１人１回に限り、特割券を発売する。
２　被救護者が老幼・虚弱若しくは障がいのため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一区間、同有効期限の乗車券を購入するときは、被救護者１人について付添人１人に限って前項の規定を準用する。ただし、被救護者が車椅子を使用するときは、２人の付添人をつけることができる。
３　前項の規定によって付添人に対して特割券を発売する場合は被救護者が往路用の片道券を購入するときであっても、付添人に対して往復券を発売することがある。

（被救護者旅客運賃割引証）
第30条　前条における被救護者旅客運賃割引証は、被救護者が保護を受ける施設の代表者から交付されるもので、割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入されたものでなければならない。
２　前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。

表

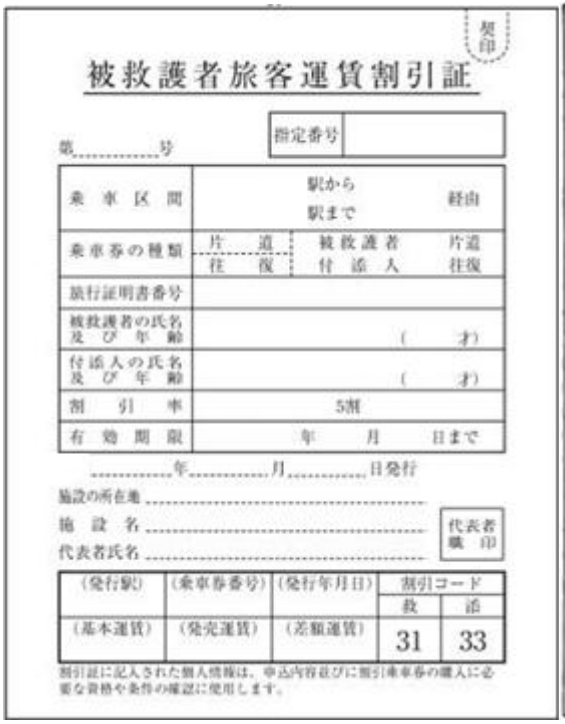
被救護者旅客運賃割引証

契印

第……号

指定番号	

乗車区間	駅から 駅まで		経由
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名及び年齢		（　才）	
付添人の氏名及び年齢		（　才）	
割引率	5割		
有効期限	年　月　日まで		

……年……月……日発行

施設の所在地 ……

施設名 ……　代表者職印

代表者氏名 ……

（発行駅）	（乗車券番号）	（発行年月日）	割引コード 救	割引コード 添
（基本運賃）	（発売運賃）	（差額運賃）	31	33

割引証に記入された個人情報は、申込内容及びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

裏

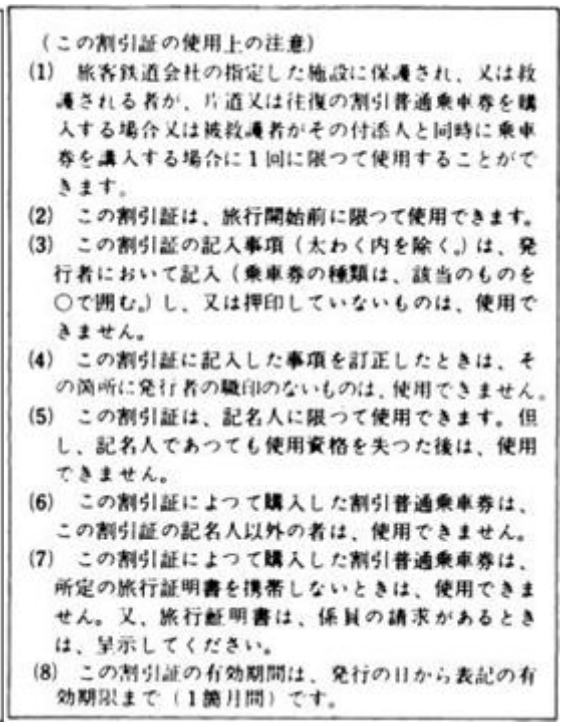
（この割引証の使用上の注意）
(1)　旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に１回に限つて使用することができます。
(2)　この割引証は、旅行開始前に限つて使用できます。
(3)　この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印していないものは、使用できません。
(4)　この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
(5)　この割引証は、記名人に限つて使用できます。但し、記名人であつても使用資格を失つた後は、使用できません。
(6)　この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
(7)　この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
(8)　この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（１箇月間）です。

３　被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から１か月間とする。

（身体障がい者等への特割券の発売）
第31条　身体障がい者等に対する特割券の発売については、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）の定めるところによる。

第３節　回数券の発売

（通学割引回数券の発売）
第32条　通学割引回数券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条第１項又は第２項に規定する高等学校の通信制課程の生徒及び放送大学学園法（平成14年法律第156号）第４条の規定により設置さ

れた放送大学の学生（全科履修生、修士全科生及び博士全科生）が、面接授業等を受けるため、しばしば区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、その在籍する学校の代表者において必要事項を記入して発行した運賃割引証を提出したときに、旅客の居住地最寄駅と在籍する学校の最寄駅との相互間について発売する。

２　運賃割引証の様式は次のとおりとする。

（１）　学校学生生徒旅客運賃割引証

縦　12.8ｃｍ　横　9.1ｃｍ

通信教育学校用

表　　裏

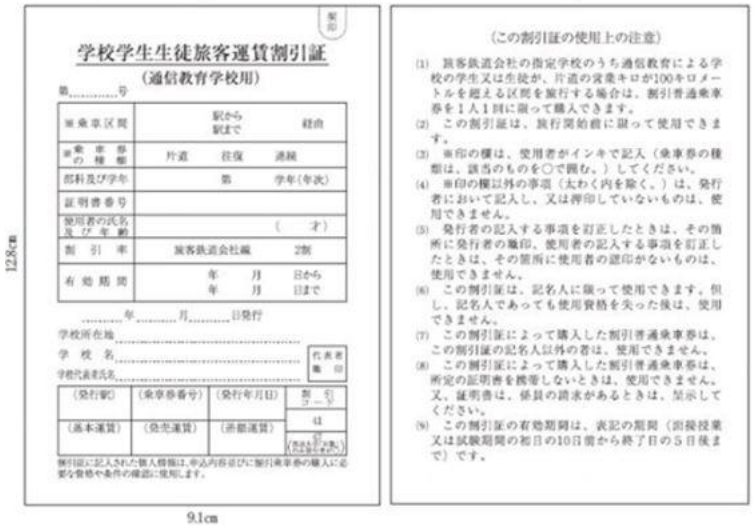

（２）　放送大学学生旅客運賃割引証

縦　12.8ｃｍ　横　9.1ｃｍ

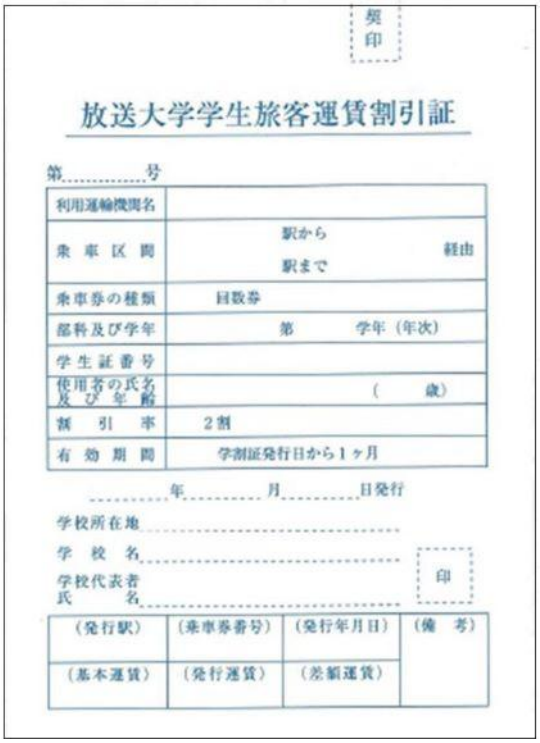

第４節　定期券の発売

（通勤定期券の発売）

第33条　通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定

期券を発売する。

（１）　乗換回数　２回以内（住之江公園及びコスモスクエアでの乗換えは含まないが、夢洲発着の場合におけるコスモスクエアでの乗換えは含むものとする。）ただし、乗車経路が発着区間の最短経路中、最少の乗換えとなる場合は、この限りでない。

（２）　環状とならない経路

２　通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

縦 21cm 横 29.7cm

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書兼こどもICOCA購入申込書（太枠のみ記入）

フリガナ		生年月日	西暦　年　月　日
お名前	様	電話番号	ー　ー
ご住所			

ICOCA定期券を購入される方	定期券の有効期間以外も交通利用を　しない　する ※「しない」にOをされた場合、期間切れに気づかずに残額を使用することがないよう、定期券の有効期間外は自札機がご利用できなくなります。（後日、設定変更することが可能です）	検索番号	■紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用いたします。
券売機で払戻しする際に必要な番号	注意！以下の数字は確認番号として設定することはできません。 ・連続した数字（1111等） ・生年月日（西暦年4桁または月日4桁）と同じ数字 ・電話番号（下4桁）と同じ数字 ※地下鉄・バス連絡定期券（バス2キロメートル未満）、バス定期券（2キロメートル未満）、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券売機で払戻しできないため、確認番号の設定は必要ありません。	確認番号	■ピンク色の券売機で定期券を払戻しする際に必要です。

該当する項目に○印及び駅名等を記入して下さい。

磁気定期券	こどもICOCA	新規	通勤	大人	現金
ICOCA定期券	こどもICOCA定期券	継続	通学	小児	クレジット
				特別割引	

定期券	地下鉄・バス・地下鉄バス連絡・共通全線（夢洲駅を除く）・共通全線（夢洲駅を含む）
区間（私鉄を含む）	（　経由） 駅から　駅まで
バス乗車区間	バス全線　昼間割引　いまざとライナー　（　経由） から　まで
通用開始日	年　月　日から　1か月・3か月・6か月
通学先（学校名）	学年　年

※通学証明書をお持ちの方は記入する必要はありません。
※通学証明書をお持ちでない方は、下記の項目及び乗車区間を学校が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
※指定学校のみ指定番号を記入してください。

通学証明書欄	学校名		発行日		学校代表者職印
	学年	部・科　年	＊指定番号		
	電話		発行番号		
	学校所在地				

【ICOCAについて】
・新たにICOCAをご購入の際にはデポジット（預かり金）が必要です
・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。
【個人情報の取扱い】
・ご記入いただいた個人情報は、定期券やICOCAの発売業務に使用するほか、紛失時など、お客さまへご連絡の必要があると判に使用いたします。
また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認や必要な連絡をさせていただくためにICOCAを発売する他社局に提供いたします。
【紛失した場合】
・磁気定期券を盗難または紛失された場合、再発行いたしません。
・ICOCA定期券・こどもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAのデポジット（預かり金）をいただきます。
【払戻しについて】
・窓口で払戻しの際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
・通用開始後6日以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていなければ、払戻しをいたしません。

係員記入欄	
※券番号	※金額
	円

2021.01版 大阪市高速電気軌道株式会社

３　第１項の規定にかかわらず、自動券売機で通勤定期券を発売する場合は、別に定めるところにより、通勤定期券購入申込書の提出を省略することができる。

（通学定期券の発売）

第34条　指定学校に関する規則第２条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子どもが通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園最寄り駅との相互間について、第33条第１項各号の条件を満たすものに通学定期券を発売する。

（１）　定期券発売所　在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（以下「通学証明書」という。）を提示して第３項に規定する通学定期券購入申込書を提出したとき又は通学証明書欄に必要事項を記入した第３項に規定

する通学定期券購入申込書（通学証明書）を提出したとき

（２）　各駅（自動券売機）　当社が提供するインターネットにおける予約サービスを利用して、通学証明書の画像その他必要な情報を送信し、予約サービスから受領した２次元コードを認証させたとき

２　指定学校の児童、生徒又は学生が実習のため、実習場等まで乗車する場合で当社が必要と認めるときは、前項の規定に準じて通学定期券を発売する。

３　通学定期券購入申込書の様式は、第33条第２項に定める様式を用いるものとする。

４　通学証明書の様式は、次の各号のいずれかとする。ただし、学校教育法第１条に定める学校以外の指定学校は、第３号の様式を用いるものとする。

（１）

表

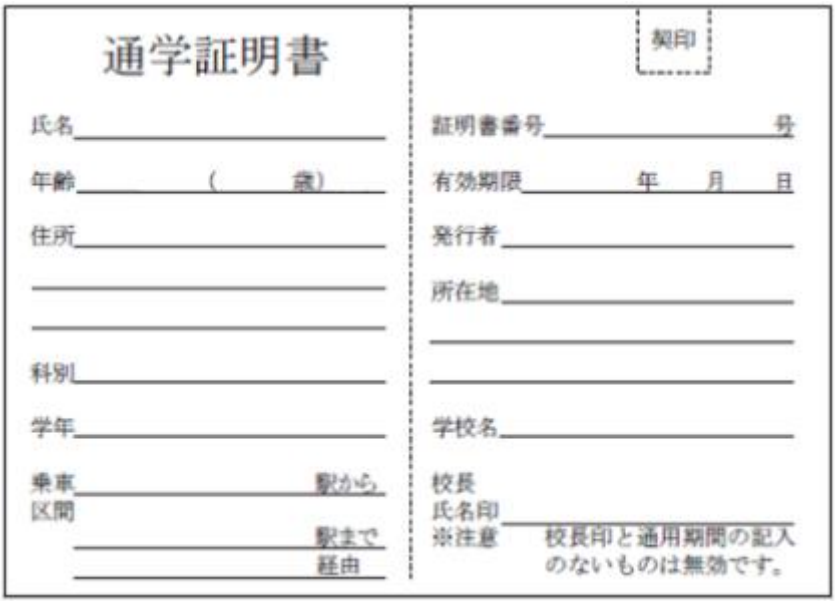

裏

（２）

表

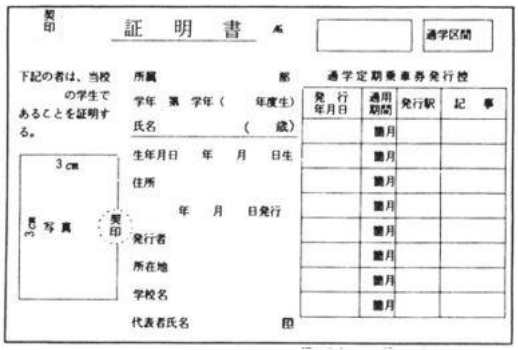

裏

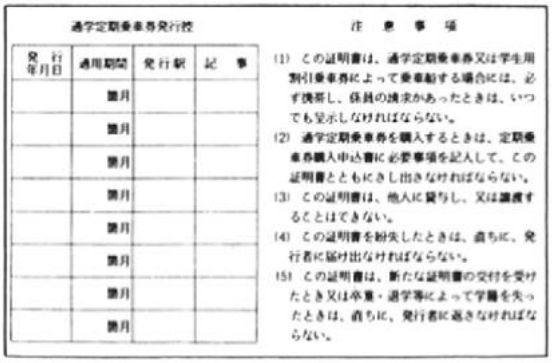
通学定期乗車券発行控

発行年月日	通用期間	発行駅	記事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

注意事項

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

（3）

表

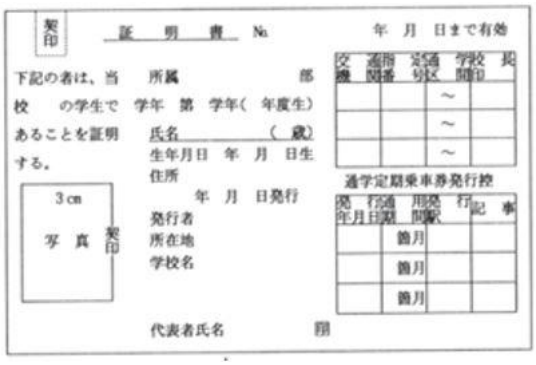
契印

証明書 No.

年 月 日まで有効

下記の者は、当 所属 部 校 の学生で 学年 第 学年（ 年度生）であることを証明する。

氏名 （ 歳）

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

代表者氏名 印

交通機関	通用区間	通学区間	学校長印
		～	
		～	
		～	

通学定期乗車券発行控

発行年月日	通用期間	発行駅	記事
	箇月		
	箇月		
	箇月		

3cm

写真

契印

裏

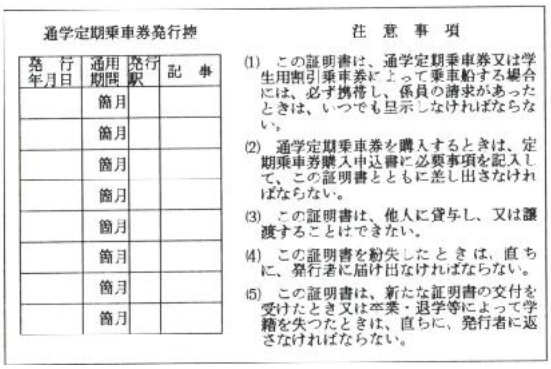
通学定期乗車券発行控

発行年月日	通用期間	発行駅	記事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

注意事項

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともに差し出さなければならない。
(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

5　指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者が発行した児童証、生徒証又は学生証等（以下「証明書」という。）で、前項に規定する様式に準じるものは、同項の通学証明書に代用することができる。

6　第２項の規定により通学定期券を発売する場合の通学定期券購入申込書の様式は、第３項及び前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

縦　17.9cm　横　9.1cm

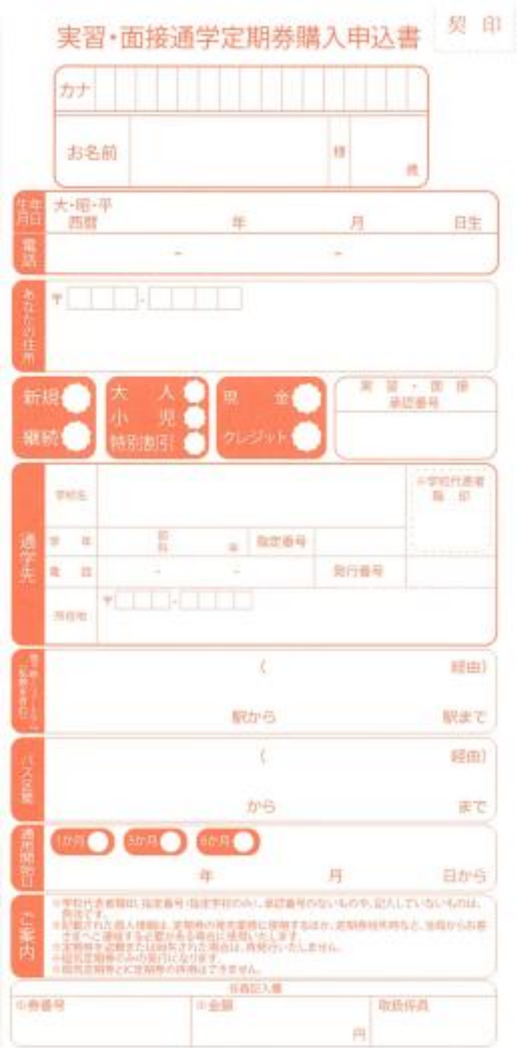
実習・面接通学定期券購入申込書
契印
カナ
お名前　様　歳
生年月日　大・昭・平　西暦　年　月　日生
電話
あなたの住所　〒
新規　継続
大人　小児　特別割引
現金　クレジット
実習・面接承認番号
通学先
（　経由）
駅から　駅まで
バス区間
（　経由）
から　まで
使用開始日　1か月　3か月　6か月
年　月　日から
ご案内
円
取扱係員

７　第１項の規定にかかわらず、自動券売機で通学定期券を発売するときであって、別に定める条件を満たす場合は、第１項各号に定める手続きを省略することができる。

（身体障がい者等への特割定期券の発売）
第35条　身体障がい者等に対する特割定期券の発売については、身障等割引規則及び地方公共団体発行割引証等取扱規則に定めるところによる。
第36条　削除

（共通定期券の発売）
第37条　常時、不定区間（夢洲発着を除く。）を乗車する旅客が第33条第２項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、共通定期券を発売する。

（共通定期券（夢洲版）の発売）
第37条の２　常時、不定区間を乗車する旅客が第33条第２項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、共通定期券（夢洲版）を発売する。

第５節　１日乗車券の発売

（１日乗車券の発売）
第38条　１日乗車券は、不定区間（夢洲発着を除く。）を乗車する旅客に発売する。ただし、１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝は、指定日に乗車する旅客に発売する。
２　前項の指定日は、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

第６節　団体券の発売

（団体券の発売）

第39条　発着駅及び経路を同じくし、かつ、その全区間を同一の人員が乗車する場合であって、次の各号の１に該当し、かつ、当社が団体として乗車させることを認めたものに対しては、団体券を発売する。

（１）　学生団体　指定学校等の幼児、児童、生徒若しくは学生、保育所の児童又は幼保連携型認定こども園の子ども25人以上のもの及び必要に応じて同行する付添人並びに当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）によって構成された団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次に掲げる場合に限るものとし、その人員は旅客１人につき１人とする。

ア　幼稚園の幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の子ども、小学校第３学年以下の児童又は義務教育学校の前期課程第３学年以下の児童であるとき

イ　心身に著しい障害があるため又は虚弱のため当社が付添人を必要と認めるとき

（２）　普通団体　前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの

２　前項第１号の場合において、２以上の指定学校等（保育所及び幼保連携型認定こども園を含む。）が連合して団体乗車するときは（以下「数校連合」という。）代表学校を申込者とする１団体として取扱うことができる。

（団体乗車の申込み）

第40条　前条の規定により、団体乗車しようとするものは、あらかじめ、その人員、乗車区間その他輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出し、団体乗車の申込みをしなければならない。

２　団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

縦　29.7cm　横　21.0cm

団体乗車申込書

申込日　年　月　日

団体名

代表者名　様

所在地

電話番号　その他連絡先

下記のとおり団体乗車を申し込みます。

団体種別	普通	中学校	その他
乗車月日	乗車時刻	区間	
		一	
		一	
		一	
		一	

申込人員	大人	小児	教職員	付添人	計
	人	人	人	人	人

駅記入欄

記事		受付日
		取扱者印

取扱駅　駅

３　第１項の規定による申込みの代表者は、次のとおりとする。

（１）　学生団体　教育長又は学校長（保育所及び幼保連携型認定こども園の代表者を含む。）ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校名を明記するものとする。

（２）　普通団体　代表者

４　前項第１号の場合で、数校連合のときは、団体乗車申込書に関係学校別の人員を明記するものとする。

（団体乗車の受付）

第41条　旅客から前条の規定により、団体乗車の申込みを受け付けた場合、当社が事業上支障がないと認めたときは、団体乗車の申込みを受け付ける。この場合、受け付けた団体乗車の申込書に受付事項を記入して、旅客に交付し、又は口頭によって通知する。

（団体乗車人員等の変更）
第42条　団体乗車を受け付けた後、乗車前に旅客の都合により、申込人員その他取扱条件に変更があったときは、当社が事業上支障がないと認めた場合に限りこれを承認するものとする。

第７節　乗車証票の発売

（乗車証票の発売）
第43条　回数カード及びＩＣＯＣＡ証票の発売については、それぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

第８節　特別の乗車券の発売

（特別の乗車券の発売）
第44条　第17条から第23条までの規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所及び発売日等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めた乗車券を発売することができる。
２　特別の運送条件等については、その都度当社が定める。

第９節　無料乗車証の発行

（無料乗車証の発行）
第45条　当社は、事業上の必要性その他特別の事由があると認める場合は、無料乗車証を発行することができる。

第３章　運賃及び料金

第１節　通則

（運賃及び料金の種類）
第46条　運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。
（１）　普通運賃
ア　普通運賃　大人　小児
イ　特割運賃　大人　小児
（２）　回数運賃
通学割引回数運賃
ア　放送大学用通学割引回数運賃　大人
イ　通信制高校用通学割引回数運賃　大人
（３）　定期運賃
ア　通勤定期運賃　大人　小児
イ　通学定期運賃　大人　小児
ウ　特割定期運賃　大人　小児
エ　共通定期運賃
オ　共通定期（夢洲版）運賃
（４）　１日乗車運賃
ア　１日乗車券（エンジョイエコカード）運賃　大人　小児
イ　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝運賃　大人
（５）　団体運賃　大人　小児
（６）　鉄道駅バリアフリー料金
ア　第１号アに加算する料金
イ　第１号イに加算する料金
ウ　第３号アに加算する料金
エ　第３号ウに加算する料金
オ　第３号エに加算する料金
カ　第３号オに加算する料金
キ　第４号アに加算する料金
ク　第４号イに加算する料金

ケ　第５号に加算する料金

（運賃に対する料金の取扱について）
第46条の２　料金は、運賃に加算して収受する。なお、料金のみでは収受しない。

（運賃計算上の原則）
第47条　運賃は、対距離区間制とし、旅客の乗車する発着区間のキロ程によって次のとおり区分する。
　１区　３キロメートル以下
　２区　３キロメートルを超え７キロメートル以下
　３区　７キロメートルを超え13キロメートル以下
　４区　13キロメートルを超え19キロメートル以下
　５区　19キロメートルを超えるキロ程
２　前項のキロ程の計算は、最短の経路による。ただし、最短経路によりがたい場合は、乗車経路により計算する。
３　前項の計算に用いるキロ程（以下「運賃計算キロ程」という。）は、営業キロ程とする。ただし、運賃調整上、これによりがたい区間にあっては、特定キロ程を用いることができる。

（乗継駅の取扱い）
第48条　前条のキロ程の計算にあたっては、梅田、東梅田及び西梅田の各駅を相互に乗継駅として取扱い、乗り継ぎ前後のキロ程を通算する。

（運賃計算上の同一駅扱い）
第49条　次の各号に掲げる各駅においては、運賃計算上、相互に同一駅として取り扱う。
（１）　梅田、東梅田及び西梅田
（２）　心斎橋及び四ツ橋

（特定区間）
第50条　第47条の規定にかかわらず、下記の区間については、特定運賃区間とする。

区間		区数
新大阪	谷町四丁目	２区
西中島南方	西長堀	２区
中津	弁天町	２区
中津	緑橋	２区
昭和町	森ノ宮	３区
昭和町	新深江	３区
西田辺	谷町四丁目	３区
長居	谷町六丁目	３区
天王寺	鶴橋	２区

２　定期券については、最短経路による場合に限り、前項の規定を適用する。

（各駅間の運賃計算キロ程）
第51条　各駅間の運賃計算キロ程は、別表２に定めるとおりとする。

（各駅間の運賃区数）
第52条　各駅間の区数は、別表２に定めるとおりとする。ただし、う回経路による場合は適用しない。

（旅客の年齢区分、運賃及び料金の徴収）
第53条　運賃及び料金は旅客の年齢を次のとおり区分して徴収する。
　大人　12歳以上の者
　小児　６歳以上12歳未満の者（12歳以上である小学校（これに準ずるものを含む。）の児童を含む。）

幼児　１歳以上６歳未満の者（６歳である学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第１項に定める小学校就学の始期に達しない者を含む。）
乳児　１歳未満の者

２　前項の規定による幼児であっても、次の各号の１に該当するときは、これを小児とみなして相当運賃及び料金を徴収する。
（１）　幼児が幼児だけで乗車するとき
（２）　幼児が団体客として乗車するとき、又は団体客に随伴されるとき
（３）　幼児が団体券以外の乗車券を使用する６歳以上の旅客に随伴される場合であって、当該旅客１人につき２人を超えたものであるとき

３　乳児及び前項各号の１に該当しない幼児については、運賃及び料金を徴収しない。

４　第29条第２項に規定する付添人に随伴される幼児については、前３項の規定にかかわらず無賃の取扱いを行わない。

５　介護人に随伴される幼児の取扱いについては、身障等割引規則に定めるところによる。

第２節　普通運賃及び料金

（普通運賃）

第54条　普通運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
１区	円 180	円 90
２区	230	120
３区	280	140
４区	330	170
５区	380	190

２　夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の額を加算するものとする。

	大人	小児
２区	円 90	円 50
３区	90	40
４区	90	50
５区	90	40

（普通運賃に加算する料金）

第54条の２　第46条第６号アに規定する料金は次のとおりとする。

	大人	小児
１区	円 10	円 10
２区	10	0
３区	10	10
４区	10	0
５区	10	10

（特割運賃）

第55条　特割運賃は、次のとおりとする。

	大人	小児
１区	円 90	円 50
２区	120	60
３区	140	70
４区	170	90
５区	190	100

２　夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の額を加算するものとする。

	大人	小児
２区	円 50	円 30
３区	40	20
４区	50	20
５区	40	20

（特割運賃に加算する料金）

第55条の２　第46条第６号イに規定する料金は次のとおりとする。

	大人	小児
１区	円 10	円 0
２区	0	0
３区	10	10
４区	0	0
５区	10	0

（被救護者及び付添人に対する運賃及び料金の割引の特例）

第56条　被救護者が６歳未満の場合は、被救護者は無賃とし、付添人のみ運賃及び料金の割引を行う。

２　被救護者の付添人が同区間（乗車区間を包含する場合を含む。）について有効な乗車券等を所持している場合は、被救護者に対して単独で運賃及び料金の割引を行う。

（介護人に対する運賃及び料金の割引の特例）

第57条　身体障がい者等の介護人に対する運賃及び料金の割引の特例については、身障等割引規則に定めるところによる。

第３節　回数運賃

（回数運賃）

第58条　回数運賃は、次のとおりとする。

（１）　通学割引回数運賃

ア　イ以外の運賃

	放送大学用	通信制高校用
	大人	大人
１区	円 1,440	円 900

２区	1,840	1,150
３区	2,240	1,400
４区	2,640	1,650
５区	3,040	1,900

イ　夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人	小児
２区	円 720	円 450
３区	720	450
４区	720	450
５区	720	450

第４節　定期運賃及び料金

（定期運賃）

第59条　定期運賃は、次のとおりとする。

（１）　通勤定期運賃

ア　イ以外の運賃

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
１区	円 7,550	円 21,520	円 40,770	円 3,780	円 10,760	円 20,390
２区	9,100	25,940	49,140	4,550	12,970	24,570
３区	10,650	30,360	57,510	5,330	15,180	28,760
４区	11,450	32,640	61,830	5,730	16,320	30,920
５区	12,390	35,320	66,910	6,200	17,660	33,460

イ　夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
２区	円 3,370	円 9,610	円 18,190	円 1,690	円 4,810	円 9,100
３区	3,370	9,600	18,190	1,680	4,800	9,090
４区	3,370	9,600	18,190	1,680	4,800	9,090

５区	3,370	9,600	18,200	1,680	4,800	9,100

（２） 通学定期運賃

ア　イ以外の運賃

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
１区	円 3,430	円 9,780	円 18,530	円 1,720	円 4,890	円 9,270
２区	4,200	11,970	22,680	2,100	5,990	11,340
３区	4,880	13,910	26,360	2,440	6,960	13,180
４区	4,980	14,200	26,900	2,490	7,100	13,450
５区	5,410	15,420	29,220	2,710	7,710	14,610

イ　夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
２区	円 1,520	円 4,340	円 8,210	円 760	円 2,170	円 4,110
３区	1,520	4,330	8,200	760	2,160	4,100
４区	1,520	4,330	8,200	760	2,170	4,100
５区	1,520	4,340	8,210	760	2,170	4,110

（通勤定期運賃に加算する料金）

第59条の２　第46条第６号ウに規定する料金は次のとおりとする。

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
１区	円 380	円 1,090	円 2,060	円 190	円 550	円 1,030
２区	380	1,080	2,060	190	540	1,030
３区	380	1,080	2,060	190	540	1,030
４	380	1,080	2,060	190	540	1,030

区						
5区	380	1,080	2,050	190	540	1,020

（特割定期運賃）

第60条　特割定期運賃は、次のとおりとする。

（1）　通勤定期運賃

ア　イ以外の運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 3,780	円 10,760	円 20,390	円 1,890	円 5,380	円 10,200
2区	4,550	12,970	24,570	2,280	6,490	12,290
3区	5,330	15,180	28,760	2,670	7,590	14,380
4区	5,730	16,320	30,920	2,870	8,160	15,460
5区	6,200	17,660	33,460	3,100	8,830	16,730

イ　夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃

アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
2区	円 1,690	円 4,810	円 9,100	円 850	円 2,400	円 4,550
3区	1,680	4,800	9,090	840	2,400	4,540
4区	1,680	4,800	9,090	840	2,400	4,540
5区	1,680	4,800	9,100	840	2,400	4,550

（2）　通学定期運賃

ア　イ以外の運賃

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 1,720	円 4,890	円 9,270	円 860	円 2,450	円 4,640
2区	2,100	5,990	11,340	1,050	3,000	5,670
3	2,440	6,960	13,180	1,220	3,480	6,590

区						
4区	2,490	7,100	13,450	1,250	3,550	6,730
5区	2,710	7,710	14,610	1,360	3,860	7,310

イ　夢洲発着とする区間を乗車する場合の運賃
アの額にそれぞれ次の額を加算した額とする。

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
2区	円 760	円 2,170	円 4,110	円 380	円 1,080	円 2,060
3区	760	2,160	4,100	380	1,080	2,050
4区	760	2,170	4,100	380	1,090	2,050
5区	760	2,170	4,110	380	1,080	2,050

（特割通勤定期運賃に加算する料金）
第60条の２　第46条第６号エに規定する料金は次のとおりとする。

	大人			小児		
	１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
1区	円 190	円 550	円 1,030	円 100	円 280	円 510
2区	190	540	1,030	90	270	510
3区	190	540	1,030	90	270	520
4区	190	540	1,030	90	270	520
5区	190	540	1,020	100	270	510

（特定区間の定期運賃）
第61条　前２条の規定にかかわらず、南森町・今里相互間（谷町九丁目又は日本橋経由）の定期運賃については特定運賃とし、次のとおりとする。
（１）　定期運賃

区間	運賃	大人			小児		
		１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	通勤定期運賃	円 9,100	円 25,940	円 49,140	円 4,550	円 12,970	円 24,570
	通学定期運賃	4,200	11,970	22,680	2,100	5,990	11,340

（２） 特割定期運賃

区間	運賃	大人			小児		
		１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	通勤定期運賃	円 4,550	円 12,970	円 24,570	円 2,280	円 6,490	円 12,290
	通学定期運賃	2,100	5,990	11,340	1,050	3,000	5,670

（特定区間の定期運賃に加算する料金）

第61条の２　特定区間の定期運賃に加算する料金は次のとおりとする。

（１） 特定区間の第46条第６号ウに規定する料金

区間	料金	大人			小児		
		１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	通勤定期運賃に加算する料金	円 380	円 1,080	円 2,060	円 190	円 540	円 1,030

（２） 特定区間の第46条第６号エに規定する料金

区間	料金	大人			小児		
		１か月	３か月	６か月	１か月	３か月	６か月
南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	通勤定期運賃に加算する料金	円 190	円 540	円 1,030	円 90	円 270	円 510

（共通定期運賃）

第62条　共通定期運賃及びその発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通定期運賃との併算額とする。

１か月　9,990円　（発売額　17,220円）
３か月　28,500円　（発売額　49,100円）
６か月　53,900円　（発売額　93,000円）

（共通定期運賃（夢洲版））

第62条の２　共通定期運賃（夢洲版）及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社における共通定期運賃との併算額とする。

１か月　12,790円　（発売額　20,020円）
３か月　36,500円　（発売額　57,100円）
６か月　69,000円　（発売額 108,100円）

（共通定期運賃及び共通定期運賃（夢洲版）に加算する料金）

第62条の３　第46条第６号オ及びカに規定する料金は次のとおりとする。

１か月　430円
３か月　1,200円
６か月　2,400円

第５節　１日乗車運賃及び料金

（１日乗車運賃）

第63条　１日乗車運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及びシティバスにおける

１日乗車運賃との併算額とする。
（１）　１日乗車券（エンジョイエコカード）運賃
　　大人　410円　（発売額　820円）
　　小児　160円　（発売額　310円）
（２）　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝運賃
　　大人　310円　（発売額　620円）

（１日乗車運賃に加算する料金）
第63条の２　第46条第６号キ及びクに規定する料金は次のとおりとする。
（１）　１日乗車券（エンジョイエコカード）
　　大人　20円
　　小児　10円
（２）　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝
　　大人　20円

第６節　団体運賃及び料金

（団体運賃）
第64条　団体運賃は、１人当たり次のとおりとする。

	学生団体			普通団体	
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
１区	円 144	円 72	円 162	円 162	円 81
２区	184	96	207	207	108
３区	224	112	252	252	126
４区	264	136	297	297	153
５区	304	152	342	342	171

２　夢洲発着とする区間を乗車する場合は、前項の額にそれぞれ次の額を加算するものとする。

	学生団体			普通団体	
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
２区	円 72	円 40	円 81	円 81	円 45
３区	72	32	81	81	36
４区	72	40	81	81	45
５区	72	32	81	81	36

（団体運賃に加算する料金）

第64条の２　第46条第６号ケに規定する料金は次のとおりとする。

	学生団体			普通団体	
	幼児、児童、生徒及び学生		教職員及び付添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
１区	円 ８	円 ８	円 ９	円 ９	円 ９
２区	８	０	９	９	０
３区	８	８	９	９	９
４区	８	０	９	９	０
５区	８	８	９	９	９

（団体運賃及び料金の計算方法）
第65条　団体運賃及び料金の計算方法は、次のとおりとする。
（１）　大人の団体運賃及び料金は、乗車区間に対する１人当たり団体運賃及び料金に団体総人員を乗じた額とする。
（２）　小児の団体運賃及び料金は、乗車区間に対する１人当たり団体運賃及び料金に団体総人員を乗じた額とする。
（３）　大人、小児混合の団体運賃及び料金は、大人、小児各別に前各号の規定により算出した額を合算した額とする。
（４）　前各号で計算して生じた10円未満のは数は、１団体ごとに10円単位に四捨五入する。

第４章　乗車券及び乗車証票の効力

第１節　通則

（乗車券の効力）
第66条　乗車券は、乗車人員及び乗車回数を記載したものを除き、１券面をもって１人が１回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期券及び１日乗車券については、その使用回数を制限しない。
２　乗車券は、乗車以外の目的で乗車場に出入場するために使用することができない。

（乗車券の効力の特例）
第67条　乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。
（１）　大人用の乗車券を小児が使用する場合。ただし、この場合運賃及び料金の差額については、払戻しの請求はできない。
（２）　小児用の乗車券を使用する旅客の年齢がその使用期間中に12歳に達した場合
（３）　乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車し、又は途中駅において下車する場合。ただし、この場合、不乗車区間の運賃及び料金の払戻しの請求はできない。
（４）　定期券を使用する旅客が途中乗降することなく、指定経路外を乗車する場合

（乗車証票の効力及び無効）
第68条　運賃先払いカード及びＩＣ証票の効力及び無効についてはそれぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

（券面表示事項が不明となった乗車券）
第69条　乗車券は、汚損その他の理由によりその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
２　前項の規定により使用することができない乗車券を所持する旅客は、これを駅（通学割引回数券及び定期券については定期券発売所）に提出して書換えを請求することができる。
３　前項の規定により、旅客から書換えの請求があった場合は、旅客は悪意がないと認められ、かつ、旅客の申し出その他の方法により、その不明事項が証明できる場合に限って、当該乗車券と引き替え

に再交付の取扱いをすることができる。

第２節　乗車券の効力

（乗車券の通用期間）
第70条　乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。
（１）　普通券　１日
（２）　定期券
ア　通勤定期券　１か月、３か月又は６か月
イ　通学定期券　１か月、３か月又は６か月
ウ　特割定期券　１か月、３か月又は６か月
エ　共通定期券　１か月、３か月又は６か月
オ　共通定期券（夢洲版）　１か月、３か月又は６か月
（３）　回数券　発売の日から、その日の属する月の翌月から起算して第３月の末日まで
（４）　１日乗車券
ア　１日乗車券（エンジョイエコカード）　１日
イ　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝　１日
（５）　団体券　その都度定める。
２　前項に定める乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した日から起算する。

（途中下車の禁止）
第71条　旅客は、乗車開始後、その所持する乗車券（定期券及び１日乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車して出場した後、再び入場して他の列車に乗り継ぐことができない。

（う回乗車の取扱い）
第72条　普通券又は回数券を所持する旅客は、その乗車券の運賃計算経路にかかわらず、う回して乗車することができる。
２　前項によるう回乗車中の旅客がう回区間の途中駅に下車したときは、乗車変更として取り扱う。

（乗継駅での乗継）
第73条　第71条の規定にかかわらず、旅客は、第48条に定める乗継駅において、相互に乗り継ぐことができる。ただし、普通券又は回数券を所持する旅客が、乗継駅相互間の乗り継ぎに要する時間が30分を超えた場合は、当該乗継駅で乗り継ぐことができない。
２　前条の規定にかかわらず、普通券又は回数券を所持する旅客が、う回のため乗継駅相互間を乗り継ぐ場合において、発駅から当該乗継駅までの運賃及び料金が、乗車する発着駅相互間の普通運賃及び料金を超える場合は、当該乗車券で乗り継ぐことができない。
３　第１項の規定にかかわらず、定期券を所持する旅客が、第67条第４号の規定により指定経路外を乗車する場合、乗継駅相互間を乗り継ぐことができない。

（共通乗降）
第74条　旅客は、次の各号に定める各駅相互において、乗車券面の表示にかかわらず、乗降することができる。
（１）　第49条に定める各駅相互
（２）　淀屋橋及び肥後橋（定期券に限る。）

（通学割引回数券の効力）
第75条　通学割引回数券は、その通学する学校の代表者が発行した学生証を携帯する場合に限って有効とする。

（通学割引回数券、定期券及び１日乗車券以外の乗車券の無効）
第76条　通学割引回数券、定期券及び１日乗車券以外の乗車券が次の各号の１に該当する場合は無効として回収する。
（１）　券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき

（２） 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
（３） 記名の乗車券を記名人以外の者が使用したとき
（４） 購入に際し、資格等を要する乗車券を資格等を偽って購入して使用したとき
（５） 購入に際し、資格等を要する乗車券を資格等を失った者が使用したとき
（６） その他乗車券を不正手段として使用したとき
２　前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用した場合に準用する。

（通学割引回数券の無効）
第77条　通学割引回数券が次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。
（１） 使用資格、氏名、年齢、区間等の事実を偽って購入した通学割引回数券を使用したとき
（２） 券面表示事項が不明となった通学割引回数券を使用したとき
（３） 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
（４） 通学割引回数券を使用資格者以外の者が使用したとき
（５） 通学割引回数券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間との間を乗車したとき
（６） 通学割引回数券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
（７） 通用期間満了後の通学割引回数券を使用したとき
（８） 学生証を携帯しないで通学割引回数券を使用したとき
（９） 係員の承諾を受けないで券面区間外を乗車したとき
(10) その他通学割引回数券を不正手段として使用したとき

（定期券の無効）
第78条　定期券が次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。
（１） 使用資格、氏名、年齢、区間等の事実を偽って購入した定期券を使用したとき
（２） 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき
（３） 券面表示事項を塗り消し、又は改変した定期券を使用したとき
（４） 定期券（共通定期券及び共通定期券（夢洲版）を除く。）をその記名人以外の者が使用したとき
（５） 定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間との間を乗車したとき
（６） 通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
（７） 通用期間開始前の定期券を使用したとき。ただし、継続した定期券を除く。
（８） 通用期間満了後の定期券を使用したとき
（９） 証明書を携行しないで通学定期券を使用したとき
(10) 係員の承諾を受けないで券面区間外を乗車したとき
(11) その他定期券を不正手段として使用したとき
２　前項の規定は、偽造した定期券を使用した場合に準用する。

（１日乗車券の無効）
第79条　１日乗車券が次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。
（１） 券面表示事項が不明となった１日乗車券を使用したとき
（２） 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
（３） その他１日乗車券を不正手段として使用したとき
（４） 係員の承諾を受けないで使用範囲外を乗車したとき
２　前項の規定は、偽造した１日乗車券を使用した場合に準用する。

（改氏名の場合）
第80条　定期券の使用者が氏名を改めた場合は、それを証明する書類を添付して当該定期券を定期券発売所に提出し、その氏名の書換えを請求しなければならない。

（通学定期券の効力）
第81条　通学定期券は、その通学する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。
表

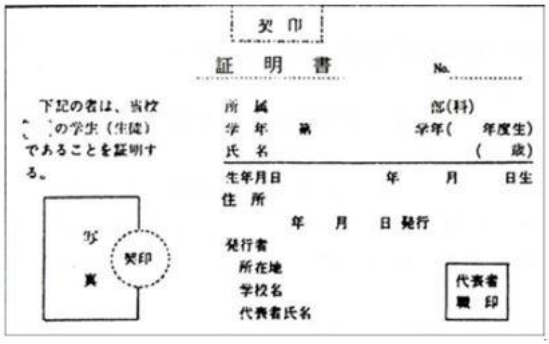
契印

証　明　書　　No.

下記の者は、当校□の学生（生徒）であることを証明する。

所　属　　部(科)
学　年　　学年(　年度生)
氏　名　　(　歳)
生年月日　　年　月　日生
住　所
年　月　日発行
発行者
所在地
学校名
代表者氏名

写真　契印　代表者職印

裏

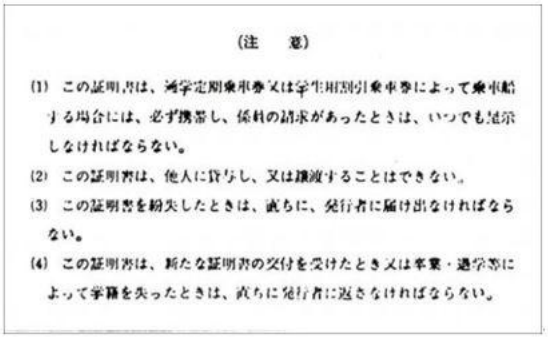
（注　意）

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。

（備考）

（１）　□内には、学校種別又は指定番号を表示する。

（２）　この証明書に用いる写真は、証明書発行日前６か月以内に撮影した縦３㎝横３㎝の正面上半身のものとする。

２　指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

（被救護者に発売した特割券の効力）

第82条　被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した特割券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表

契印

旅行証明書　No.....

下記の者は、当施設□の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。

氏　名　　(　　才)
付添人氏名　　(　　才)
乗車区間　　駅から
駅まで　(　　)
年　月　日発行
発行者
所在地
施設名
施設代表者氏名
代表者職印

裏

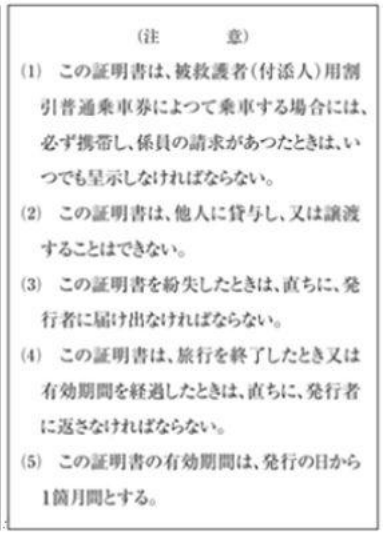
（注　　意）

(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によつて乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

２　前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から１か月間とする。

３　被救護者旅客運賃割引証を使用した付添人用普通券（付添人だけ往復として購入した往復券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

（身体障がい者等に発売した特割券等の効力）

第83条　第31条及び第35条の規定により、身体障がい者等に発売した特割券及び特割定期券の効力は、

身障等割引規則の定めるところによる。

（共通定期券の使用範囲）
第84条　第37条の規定により発売した共通定期券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバスが指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）にわたり使用することができる。
２　共通定期券は、その記名人以外の者も使用することができる。

（共通定期券（夢洲版）の使用範囲）
第84条の２　第37条の２の規定により発売した共通定期券（夢洲版）は、当社線及びシティバス線にわたり使用することができる。
２　共通定期券（夢洲版）は、その記名人以外の者も使用することができる。

（１日乗車券の使用範囲）
第85条　第38条の規定により発売した１日乗車券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバス線にわたり使用することができる。

第５章　乗車券及び乗車証票の様式

第１節　通則

（乗車券の表示事項）
第86条　乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。
（１）　運賃と料金の合算額
（２）　乗車区間
（３）　通用期間
（４）　発売日付
（５）　発売場所
２　当社が必要と認めるときは、前項に規定する表示事項の一部を省略又は裏面に表示若しくはその他必要事項を追加することがある。

（乗車券様式のひな形）
第87条　本章に規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であって、各乗車券には相当の事項を印刷するとともに、不足事項については、発売又は乗車の際に、印章を押し、又は記載、若しくは入鋏等によって補うものとする。

（駅名の表示）
第88条　乗車券の駅名の表示は、次のとおりとする。
（１）　発駅名及び着駅名は、運賃の計算方法に従って表示するものとする。ただし、通学割引回数券、定期券及び団体券にあっては、旅客が実際に発着する駅名を表示するものとする。
（２）　発駅名及び着駅名を別に定める駅名入り発売日付印により、又、着駅名を「２区間ゆき」又は「〇〇円区間ゆき」等運賃区間により表示することがある。

（小児用乗車券等の記号の表示）
第89条　小児用、学生用、特別割引用の乗車券には、各券片の表面に次の記号を印刷又はゴム印の押印等により表示するものとする。
（１）　小児用
「小」　文字サイズ３号のゴシック体又は影文字
ただし、特割券を兼用する場合

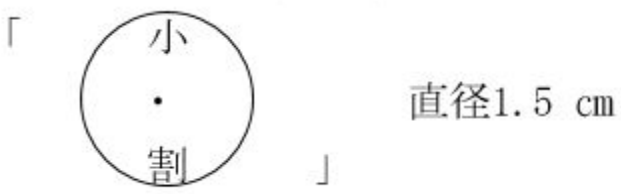

（２） 学生用
「学」　文字サイズ３号のゴシック体
（３） 特割券用
「 ㊖ 」　直径　0.8ｃｍ
ただし、小児用を兼用する場合

「

」　直径1.5 cm

２　前項の記号は、原則として赤色で表示する。

第２節　普通券の様式

（普通券の様式）
第90条　普通券の様式は、次のとおりとする。
（１） 窓口用
ア　特割券大人用
縦 3.0 cm　横 5.75 cm　　裏面

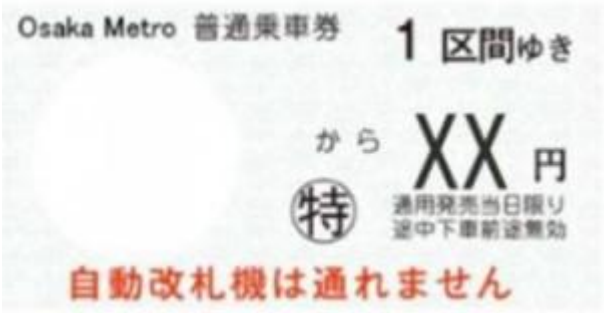

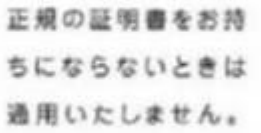

イ　特割券小児用
縦 3.0 cm　横 5.75 cm　　裏面

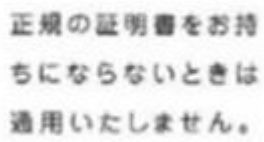

（２） 自動券売機用
ア　大人用
縦 3.0 cm　横 5.75 cm

イ　小児用

縦 3.0 cm　横 5.75 cm

ウ　特割券大人用

縦 3.0 cm　横 5.75 cm

第３節　回数券の様式

（回数券の様式）

第91条　回数券の様式は、次のとおりとする。

（１）　通学割引回数券

ア　放送大学用通学割引回数券

縦　39 cm　横　5.75 cm

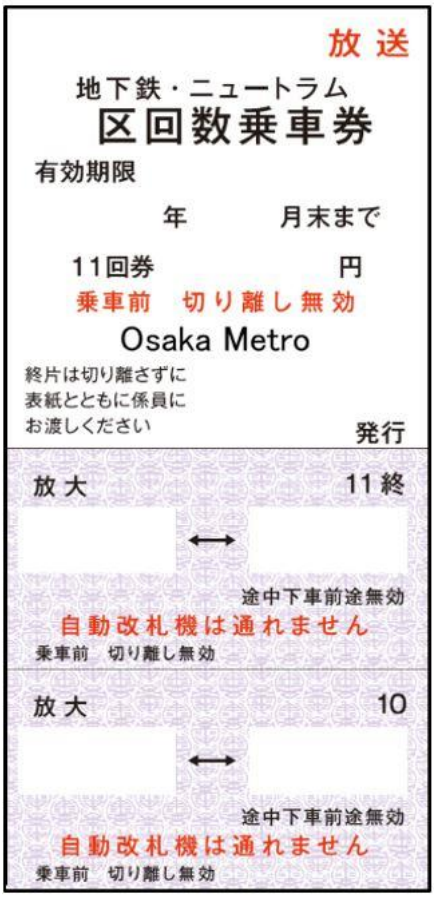

イ　通信制高校用通学割引回数券
縦　39 cm　横　5.75 cm

第４節　定期券の様式

（定期券の様式）
第92条　定期券の様式は、次のとおりとする。
（１）　通勤用
縦　5.75 cm
横　8.5 cm

（２）　通学用

縦　5.75 cm
横　8.5 cm

（３） 共通用
縦　5.75 cm
横　8.5 cm

（４） 共通（夢洲版）用
縦　5.75 cm
横　8.5 cm

第５節　１日乗車券の様式

（１日乗車券の様式）

第93条　１日乗車券の様式は、次のとおりとする。

（１）　１日乗車券（エンジョイエコカード）

ア　窓口用

縦　8.5 cm　　横　5.75 cm

備考　１　小児用は、券面に「小」と表示する。

２　図柄部分については、その都度定める。

３　券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

イ　自動券売機用

縦　8.5 cm　　横　5.75 cm

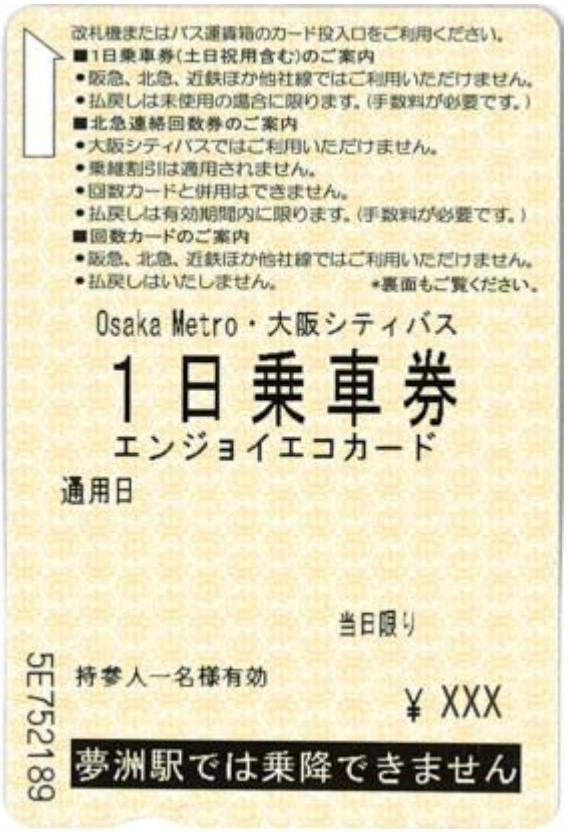

備考　１　小児用は、券面に「小」と表示する。
　　２　図柄部分については、その都度定める。
　　３　券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

（２）　１日乗車券（エンジョイエコカード）土日祝

ア　窓口用

縦　8.5 cm　　横　5.75 cm

備考　１　図柄部分については、その都度定める。
　　２　券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

イ　自動券売機用

縦　8.5 cm　　横　5.75 cm

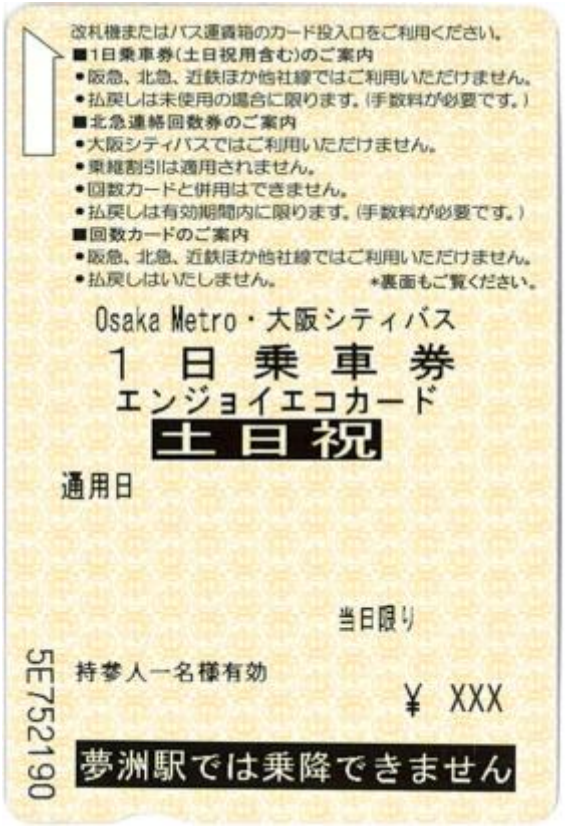

備考　１　図柄部分については、その都度定める。

２　券面に「夢洲駅では乗降できません」の表示がないものもある。

第６節　団体券の様式

（団体券の様式）

第94条　団体券の様式は、次のとおりとする。

（１）　団体券

縦　29.7 cm　　横　21.0 cm

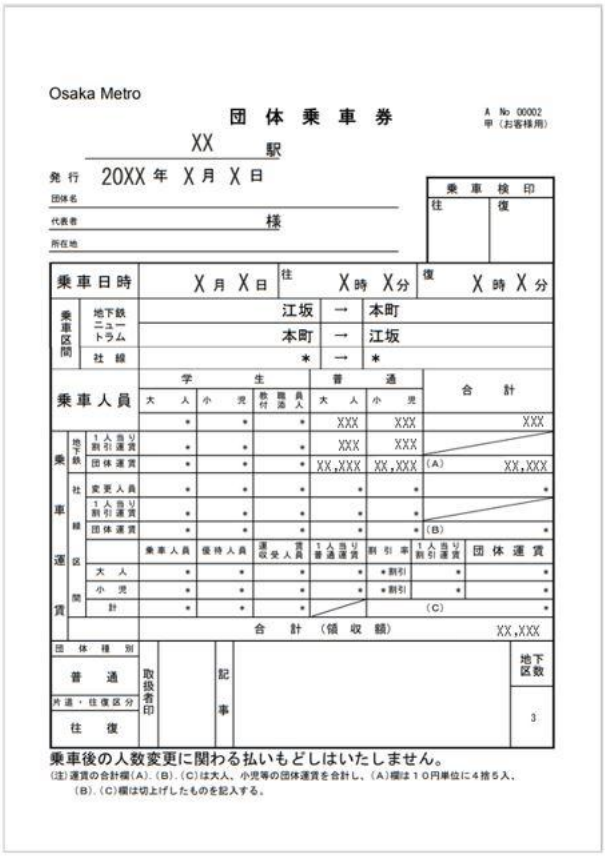

Osaka Metro

団体乗車券

A No 00002
甲（お客様用）

XX 駅

発行 20XX年 X月 X日

団体名

代表者 様

所在地

乗車検印	
往	復

乗車日時	X月X日	往 X時X分	復 X時X分
乗車区間 地下鉄ニュートラム	江坂 → 本町		
乗車区間 社線	本町 → 江坂		
	* → *		

乗車人員	学生 大人	学生 小児	学生 教員 係員	普通 大人	普通 小児	合計
	*	*	*	XXX	XXX	XXX

乗車運賃		乗車人員	優待人員	運収受人員	1人当り普通運賃	割引率	1人当り割引運賃	団体運賃
地下鉄	1人当り割引運賃	*	*	*	XXX		XXX	
	団体運賃	*	*	*	XX,XXX		XX,XXX	(A) XX,XXX
社線	変更人員	*	*	*	*		*	*
	1人当り割引運賃	*	*	*	*		*	
	団体運賃	*	*	*	*		*	(B) *
区間	大人	*	*	*	*	*割引	*	*
	小児	*	*	*	*	*割引	*	*
	計	*	*	*				(C) *

合計（領収額） XX,XXX

団体種別	取扱者印	記事	地下区数
普通			
片道・往復区分			3
往復			

乗車後の人数変更に関わる払いもどしはいたしません。

(注)運賃の合計欄(A)、(B)、(C)は大人、小児等の団体運賃を合計し、(A)欄は10円単位に4捨5入、(B)、(C)欄は切上げたものを記入する。

（２） 団体数取券

ア 大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

イ 小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

第７節 回数カードの様式

（回数カードの様式）

第95条 回数カードの様式については先払いカード規則に定めるところによる。

第８節　特別の乗車券の様式

（特別の乗車券の様式）
第96条　特別の乗車券の様式は、その都度定める。

第９節　無料乗車証の様式

（無料乗車証の様式）
第97条　当社が発行する無料乗車証の様式は、その都度定める。

第６章　乗車券及び乗車証票の改札及び集札

（乗車券の改札及び集札）
第98条　旅客は、改札口において自動改札機により入鋏を受けなければならない。
２　旅客は、乗車中常に乗車券を所持し、いつでも係員から請求があった場合は、これを提示し、検査を受けなければならない。
３　旅客は、乗車を終わったときは、集札口において自動集札機により検査を受けなければならない。
４　証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客は、常に証明書等を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
５　第１項及び第３項の規定にかかわらず、紙券を所持する旅客は、改札口又は集札口において、乗車券を明確に提示し、係員の入鋏又は検査を受けなければならない。

（乗車証票による入場及び出場）
第99条　運賃先払いカード及びＩＣ証票による入場及び出場については、それぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

（乗車券の返付）
第100条　旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその使用資格を失ったときは、当該乗車券を当社に返付しなければならない。

第７章　乗車変更及び特殊な取扱い

第１節　通則

（乗車変更等の取扱い）
第101条　乗車変更等本章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、運賃及び料金の払戻しは、乗車中止駅等本章に規定する駅に限って、取り扱うものとする。

（払戻しの期限）
第102条　旅客は、運賃及び料金の払戻しを請求できる場合であっても、当該乗車券が発売の日の翌日から起算して１年を経過したときは、払戻しを請求することができない。

（払戻しの限度額）
第103条　旅客から運賃及び料金の払戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った運賃及び料金の額を限度として取り扱う。

（乗車変更等をした乗車券について追徴又は払戻しをする場合の計算方法）
第104条　乗車変更等の取扱いをした乗車券について、運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を当初から購入しているものとみなして計算する。

（運賃及び料金払戻しに伴う割引証等の返還）
第105条　旅客は、証明書、割引証等を提出して購入した乗車券について、払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した証明書、割引証等の返還を請求することができない。

（乗車変更の手数料の払戻し）
第106条　旅客は、乗車変更等の際に当社が徴収した手数料について、払戻しを請求することができな

い。

第２節　乗車変更の取扱い

（乗車変更の種類）
第107条　旅客が所持する乗車券の券面表示事項と異なる乗車を必要とする場合に、当社が取扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。
（１）　乗越し
（２）　方向変更
（３）　経路変更
（４）　団体券の変更

（別途乗車）
第108条　旅客が前条に規定する乗車変更以外の取扱いを請求した場合は、別途乗車として取り扱う。乗車変更の取扱いについて制限のある乗車券を所持する旅客が、その制限を超える乗車をした場合も同様とする。
２　別途乗車の取扱いをする場合、別途乗車区間を１乗車区間とする相当の運賃及び料金を収受する。
３　旅客が乗車券に表示された発着区間内の途中の分岐駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を乗車する場合は、当該区間を別途乗車区間として前項の取扱いをする。

（乗越し）
第109条　旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、１回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅を越えた駅に変更（以下「乗越し」という。）することができる。
２　乗越しの取扱いをする場合、原乗車券に対するすでに収受した普通運賃及び料金と発駅から乗越し着駅までの区間に対する普通運賃及び料金との差額を収受する。
３　普通券に表示された発駅の外方から乗車する場合（この変更を発駅乗越しという。）は、前２項に準じて取り扱う。

（方向変更及び経路変更）
第110条　旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、１回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅と異なる方向の駅に変更（以下「方向変更」という。）し、または表示された経路を、その経路と異なる経路に変更（以下「経路変更」という。）することができる。
２　前項の取扱いをする場合は、もとの乗車券区間に対する普通運賃及び料金と実際乗車区間に対する普通運賃及び料金とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

（団体券の変更）
第111条　団体券（団体数取券は除く。）を所持する旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、乗越し、方向変更または経路変更をすることができる。ただし、団体旅客の全員が変更する場合で輸送上支障がない場合に限って、取り扱う。
２　前項の取扱いをする場合には、次の各号によって行う。
（１）　乗越し
　乗越し区間について、別途乗車として取り扱い、第108条の規定により運賃及び料金を収受する。
（２）　方向変更又は経路変更
　変更区間に対する普通運賃及び料金と不乗区間に対する普通運賃及び料金とを比較し、不足額がある場合は、これに変更人員を乗じた額と手数料220円を収受する。過剰額がある場合は、払戻しをしない。

第３節　不正乗車

（不正乗車に対する増運賃の徴収）
第112条　旅客が次の各号の１に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通運賃及び料金並びにその２倍以内の増運賃を徴収する。
（１）　係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
（２）　乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合

は、この限りでない。
（３） 第76条及び第77条の規定により無効となる乗車券で乗車したとき
（４） 乗車券改札の際にその提示又はその引渡しを拒むとき
２　団体旅客が、その乗車券の券面表示事項に違反して乗車した場合は、第３項及び団体券の行程変更の取扱いをしたものを除き、前項第３号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した前項の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃を、その団体代表者から徴収する。
３　団体旅客が、その乗車券面に表示された人員をこえて乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、そのこえた人員又は大人だけを第１項第１号の不正旅客として、第１項の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃をその団体代表者から徴収する。

（不正旅客の乗車駅不明の場合）
第113条　前条の無札旅客について、乗車駅が不明の場合は、列車の出発駅から乗車したものとみなして、前条の規定を準用する。

（定期券不正使用に対する増運賃の徴収）
第114条　第78条第１項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその２倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通定期券及び共通定期券（夢洲版）にあっては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。
（１） 第78条第１項第１号から第４号まで及び第６号から第８号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日１往復ずつ乗車したものとして計算した普通運賃及び料金（共通定期券にあっては、１日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額を１日の普通運賃及び料金とみなす。共通定期券（夢洲版）にあっては、１日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額を１日の普通運賃及び料金とみなす。）

区間	日数
第１号の場合	通用開始日から発見当日まで
第２号の場合	同
第３号の場合	同
第４号の場合	同
第６号の場合	使用資格を失った日から発見当日まで
第７号の場合	発売日から発見当日まで
第８号の場合	期間満了の日の翌日から発見当日まで

（２） 第78条第１項第５号、第９号、第10号及び第11号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃及び料金
２　前項の規定は、偽造した定期券を使用した場合に準用する。

（１日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収）
第115条　第79条の規定により１日乗車券を無効として回収した場合は、当該乗車券の発売額及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。ただし、同条第４号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

第４節　紛失

（乗車券紛失の場合の取扱い）

第116条　旅客が乗車後、乗車券を紛失した場合、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について、不正旅客として、第112条、第114条又は第115条の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その乗車区間に対する普通運賃及び料金を徴収し、増運賃は、徴収しないものとする。
２　前項の場合、旅客は再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券、回数券又は１日乗車券を使用する旅客は、請求することができない。
３　第１項ただし書き及び前項の規定は、旅客が乗車前に乗車券（定期券、回数券及び１日乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（再収受した運賃及び料金の払戻し）
第117条　前条の規定により普通運賃及び料金並びに増運賃を支払った旅客が紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書を最寄り駅に提出して再収受証明書１枚につき手数料220円を支払い、その普通運賃及び料金の払戻しを請求することができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して１年を経過したときは、請求することができない。

（団体券紛失の場合の取扱い）
第118条　旅客が団体券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第116条の規定にかかわらず、220円の手数料を収受して、別に運賃及び料金を収受しないで相当の団体券の再発行をすることがある。ただし、再発行の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、既にその運賃及び料金の払戻しをしている場合は除く。

（乗車証票紛失の場合の取扱い）
第119条　旅客が回数カード及びＩＣＯＣＡ証票を紛失した場合の取扱いについては、それぞれ先払いカード規則及びＩＣ証票規則に定めるところによる。

第５節　任意による旅行の取りやめ

（乗車前の普通券の払戻し）
第120条　旅客は、乗車前に普通券が不要となった場合は、その普通券が入鋏前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。
２　普通券を使用する旅客が乗車を開始していないことが明らかで、かつ、係員がやむを得ないと認定できるときは、前項の規定にかかわらず、運賃及び料金の払戻しを請求することができる。

（乗車前の団体券の払戻し）
第120条の２　旅客は、乗車前に団体券が不要となった場合は、その団体券が入鋏前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発行駅に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。

（乗車後の運賃及び料金の払戻し）
第121条　旅客が、普通券又は回数券を使用して乗車を開始したのち、任意に乗車を中止した場合は、既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができない。

（乗車証票の払戻し）
第122条　回数カード及びＩＣ証票の払戻しの取扱いについては、それぞれ先払いカード規則又はＩＣ証票規則に定めるところによる。

（使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し）
第123条　旅客は、通用開始日前の定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所に提出又は自動券売機に投入（発売時に４桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）して、既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として１枚につき220円を支払うものとする。
２　旅客は、通用開始日前の１日乗車券及び使用開始前の回数券（通用期間内のものに限る。）が不要

となった場合は、第19条第１項に規定する発売場所に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として１枚につき220円を支払うものとする。

（通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し）
第124条　定期券及び１日乗車券を所持する旅客が通用開始当日の乗車前に払戻しの請求をした場合、その定期券及び１日乗車券を使用しなかった事実が判明するときに限り使用開始前の払戻しとして取り扱うことができる。

（使用開始後７日以内の定期運賃及び料金の払戻し）
第125条　旅客は、定期券の使用開始後７日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に４桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を１日１往復乗車したものとして、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券１枚につき220円を支払うものとする。なお、共通定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から１日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額、共通定期券（夢洲版）の場合は、既に支払った運賃及び料金から１日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

（使用開始後８日以上の定期運賃及び料金の払戻し）
第126条　旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に４桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）して、既に支払った定期運賃及び料金から使用経過月数に相当する定期運賃及び料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券１枚につき220円を支払うものとする。
２　前項の計算については、払戻し当日は使用経過日数に算入し、また、１か月未満の使用経過日数は１か月として計算する。
３　第１項の定期券の使用経過月数に相当する定期運賃及び料金は、次の各号によって計算する。
（１）　使用経過月数が１か月又は３か月のときは、各その月数に相当する定期運賃及び料金
（２）　使用経過月数が２か月のときは、１か月に相当する定期運賃及び料金の２倍の額
（３）　使用経過月数が４か月のときは、３か月と１か月に相当する定期運賃及び料金の合算額
（４）　使用経過月数が５か月のときは、３か月と１か月の２倍に相当する定期運賃及び料金の合算額

（定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し）
第127条　旅客から定期券の種類・区間の変更の申し出があり、新たな定期券を発売した場合は、原定期券を回収し、次の各号の定めるところにより計算した額を払戻すものとする。
（１）　通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に申し出のあったときは、残余の期間前通用期間分が１旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する旬割額（通用期間が１か月の定期運賃及び料金にあっては30日、３か月の定期運賃及び料金にあっては90日、６か月の定期運賃及び料金にあっては180日で、それぞれの定期運賃及び料金を除した日割額を10倍した額）と、既に収受した定期運賃及び料金との合算額から手数料220円を差引いて、端数計算した額
（２）　前号の場合で、残余の期間前通用期間分が１旬に満たないときは、既に収受した定期運賃及び料金から手数料220円を差引いた額
（３）　前各号以外の定期券に対しては、当該定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日（申し出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（１旬未満の端数は１旬とする。）を乗じ、これに手数料220円を加えた額を既に収受した定期運賃及び料金から差引いて端数計算した額
第128条　削除

（使用開始後の回数運賃の払戻し）
第129条　旅客は、回数券の使用を開始した後、その回数券が不用となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを第19条第１項に規定する発売場所に提出して、既に支払った回数運賃から当該回数券の運賃に対応する普通運賃に使用回数を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求する

ことができる。この場合、旅客は手数料として回数券１枚につき220円を支払うものとする。

（傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し）
第130条　旅客が乗車開始後、次の各号の１に該当する場合であって、かつ、その所持する普通券が通用期間内であるときは、第２項に定める払戻しをすることができる。この場合、乗車券１枚につき手数料220円を徴収する。
（１）　傷病によって乗車を中止したとき
（２）　国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発効によって乗車を中止したとき
２　前項の規定による払戻額は既に収受した普通運賃及び料金から既に乗車した区間に対する普通運賃及び料金を差し引いた残額とする。
３　第１項の取扱いをする場合、同行者があるときは、その請求によって同行者に対しても同じ取扱いをすることができる。
４　旅客は、第１項第１号の規定により普通運賃及び料金の払戻しを請求する場合、その原因が外傷等で係員が一見してその事実が認定できる場合に限るものとする。

第６節　運行不能

（列車運行不能の場合の取扱い）
第131条　旅客は、乗車後列車が運行不能となったときは、次の各号のいずれか１の取扱いに限って請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は無賃送還、振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、定期券を使用する旅客は振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、１日乗車券を使用する旅客は振替輸送に限って請求することができる。
（１）　第132条に規定する乗車の中止並びに運賃及び料金の払戻し
（２）　第133条に規定する無賃送還並びに運賃及び料金払戻し
（３）　第134条に規定する他経路乗車
（４）　振替輸送取扱規則に規定する振替輸送
２　旅客は、乗車前又は使用開始前に列車が運行不能となったため、事故発生前に購入した乗車券（定期券、回数券及び１日乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が通用期間内（通用期間の開始日前を含む。）である場合に限って、これを駅に差し出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。
３　旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前２項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

（乗車中止による運賃及び料金の払戻し）
第132条　前条の規定により旅客が乗車を中止した場合、既に支払った運賃及び料金から既に乗車した区間に対する運賃及び料金を差引いた残額の払戻しをする。

（無賃送還の取扱い）
第133条　第131条第１項第２号に規定する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
（１）　無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通であるときは、発駅共通区間の旅客の希望する駅までとする。
（２）　無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車によるものとする。
（３）　無賃送還中に途中下車した場合、以後の乗車は認めない。
（４）　旅客が第２号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしない。
２　前項の規定による無賃送還を行った場合、次の各号の定めるところにより、運賃及び料金の払戻しをするものとする。ただし、回数券を使用する旅客は、その後１回に限り、その券面表示事項どおり使用することができる特殊乗車票を請求することができる。
（１）　乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に徴収した運賃及び料金の金額
（２）　旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中の駅まで送還したときは、既に徴収した運賃及び料金から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間に対する普通運賃及び料金を差し引いた残額

（他経路乗車の取扱い）

第134条　第131条第１項第３号に規定する他経路乗車の取扱いの場合、旅客はその乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、他経路乗車中に途中下車することができない。

（運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃及び料金の払戻し）
第135条　定期券を使用する旅客は、列車の運行休止のため、引き続き５日以上その定期券を使用できなくなった場合（振替輸送の取扱いを受けた場合は除く。）は、定期券を定期券発売所に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は休止区間の原定期券と同一種類及び期間による定期運賃及び料金に対する日割額に休止日数を乗じて第13条第２項の規定による端数計算した額の払戻しを請求することができる。

第７節　誤乗及び誤購入

（誤乗区間の無賃送還）
第136条　旅客（定期券又は回数券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車によって、誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。
２　無賃送還中は、途中下車の取扱いはしない。旅客が無賃送還中に途中下車をするときは、既に収受した運賃及び料金と発駅から下車駅までの運賃及び料金とを比較し、不足額を収受（過剰額は払戻しをしない。）する。

（乗車券の誤購入の場合の取扱い）
第137条　旅客が駅名の類似その他の理由により誤って希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入又は誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
２　前項の場合は、既に収受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

第８章　大阪シティバス株式会社との連絡運輸

（大阪シティバス株式会社との連絡運輸）
第138条　当社線とシティバス線との間の旅客の連絡運輸については、大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則の定めるところによる。

第９章　その他連絡運輸

（その他連絡運輸）
第139条　当社線とシティバス以外の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線との間の旅客の連絡運輸については、連絡運輸規則の定めるところによる。

第10章　地方公共団体発行割引証等

（地方公共団体発行割引証等の取扱い）
第140条　当社線で使用することができる大阪市発行の無料乗車証、運賃割引証又は敬老優待乗車証の取扱いについては、地方公共団体発行割引証等取扱規則の定めるところによる。

別表１

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
１	爆発性の	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火		

	物			薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及び	容器・荷造ともの重量が１キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		

					その他のがん具用軽火工品	
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	―	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	―	
		その他爆発性の物	―	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			―	ニトロセルローズ	ラッカースプレー＊	
			―	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			―	ジニトロベンゼン	―	
			―	ジニトロナフタリン	―	
			―	ジニトロトルエン	―	
			―	ジニトロフェノール	―	
			―	ニトログリコール	―	
			―	トリニトロベンゼン	―	
			―	トリニトロトルエン	―	
			―	ピクリン酸	―	
			―	過酢酸	―	
			―	メチルエチルケトン過酸化物	―	
			―	アジ化ナトリウム	―	
			―	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	―	
２	発火性の物	マッチ	―	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			―	硫化リンマッチ	―	
			―	黄リンマッチ	―	
		その他発火性の物	―	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム以内のもの
			―	金属カリウム	―	
			―	金属リチウム	―	
			―	金属ナトリウム（金属ソーダ）	―	
			―	カリウムアマルガム	―	

			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が５キログラム以内のもの
３	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレビン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	

			—	コールタール軽油	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—
			—	トルエン（トルオール）	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—
			—	二硫化炭素	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—
			—	エーテル	—
			—	クロロシラン	—
			—	アセトアルデヒド	—
			—	パラアルデヒド	—
			—	ジエチルアルミニウム	—
			—	モノメチルアミン	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—
			—	ジメチルアミン	—
			—	ピリジン	—
			—	酢酸アルミ	—
			—	酢酸エチル	—
			—	酢酸メチル	—
			—	義酸エチル	—
			—	プロピルアルコール	—
			—	ビニルメチルエーテル	—
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—
			—	酢酸ブチル	—
			—	フーゼル油	—
			—	灯油（石油）	—
			—	軽油（ガス油）	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—
			—	ガソリン	—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—
			—	エチルエーテル	—
			—	酸化プロピレン	—

			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで２本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ＊	２リットル以内又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで２本

			化ガス			以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は容器・荷造とも の重量が２キログラム以内のもの
				フレオン―12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フレオン―22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	
				液体空気	―	
				液体窒素	―	
				液体酸素	―	
				液体アンモニア	―	
				液体塩素	―	
				液体亜硫酸	―	
				液化シアン化水素（液体青酸）	―	
				塩化エチル	―	
				塩化メチル（メチルクロライド）	―	
				液化酸化エチレン	―	
				塩化ビニルモノマ	―	
				液体メタン	―	
				その他の液化ガス及びその製品	―	
５	酸化性の物	塩素酸塩類	―	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	―	
			―	塩素酸カリウム	―	
			―	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	―	
			―	塩素酸カルシウム	―	
			―	塩素酸ストロンチウム	―	
			―	塩素酸アンモニウム	―	
			―	その他の塩素酸塩類	―	
		過塩素酸塩類	―	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	―	
			―	過塩素酸カリウム	―	
			―	過塩素酸ナトリウム	―	
			―	その他の過塩素酸塩類	―	
		過酸化物	―	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	―	

			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないように荷造しているもので、液体は１リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	

			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で２本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	ＤＮ剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	ＢＨＣ剤		
			—	ＤＤＴ剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		

		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した１個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が３キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注１）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
（注２）農薬取締法の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。
別表２

附　則
この規則は、2018年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、2019年３月16日から施行する。
附　則
この規則は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、2019年10月１日から施行する。
附　則
この規則は、2020年１月31日から施行する。
附　則
この規則は、2020年３月25日から施行する。
附　則
この規則は、2021年２月25日から施行する。
附　則
この規則は、2021年９月15日から施行し、2021年５月1日から適用する。
附　則
この規則は、2022年４月29日から施行する。
附　則
この規則は、2022年９月13日から施行する。
附　則
この規則は、2023年３月22日から施行する。
附　則
この規則は、2023年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、2023年４月29日から施行する。
附　則
この規則は、2023年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、2025年１月19日から施行する。
附　則
この規則は、2025年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、2025年４月23日から施行する。

附　則

この規則は、2025年８月１日から施行する。